

2024年6月10日
(電子提供措置の開始日2024年6月6日)

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
渋谷マークシティウエスト20階
株 式 会 社 ラ イ ス カ レ ー
代 表 取 締 役 大 久 保 遼

第 8 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第8回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ricecurry.co.jp/>

本株主総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、別途送付する「バーチャル出席による議決権行使のご案内とご留意事項」に記載するインターネットを利用した「バーチャル出席」の方法によりご出席いただくことが可能です。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月27日（木曜日）午後7時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月28日（金曜日）午後1時00分～
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト20階
当社本店会議室
3. 定時株主総会の目的事項
〈報告事項〉
第8期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

〈決議事項〉
議 案 取締役5名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役5名選任の件

当社の取締役全員（5名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、引き続き取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おおくぼ りょう 大久保 遼	1989年 4月23日	2012年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2014年9月 Momentum株式会社 設立 代表取締役 就任 2016年4月 株式会社ライスカレー製作所（現 当社）設立 2016年7月 当社 代表取締役 就任（現任） 2017年12月 マークドバイ株式会社（現 当社）設立 代表取締役 就任 2022年7月 株式会社RiLi 代表取締役 就任（現任）	1,277,730株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大久保遼氏は、2016年以来当社の代表取締役を務めており、当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。また、多角的な視点での変革力及び実行力を有しており当社の事業成長に寄与しております。これらの幅広い知見、実行力及びリーダーシップは、当社の経営にとって不可欠であると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。</p>				
2	おおみなみ ようすけ 大南 洋右	1986年 2月4日	2008年4月 株式会社ECナビ（現 株式会社 CARTA HOLDINGS）入社 2011年4月 株式会社freenote 出向 代表取締役 就任 2015年1月 株式会社 Zucks（現 株式会社 CARTA MARKETING FIRM）出向 アドネットワーク事業本部 副本部長 就任 2019年10月 株式会社RiLi 取締役 就任（現任） 2022年9月 当社 上級執行役員 コーポレート本部長 兼 経営企画部長 就任 2023年1月 当社 取締役 コーポレート本部長 兼 経営企画部長 就任（現任）	26,710株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大南洋右氏は、事業会社での経営経験があり、2023年1月に当社取締役に就任以来、これまでの経験や知見を生かして当社の経営戦略の立案・遂行や管理部門の効率化などに寄与してきました。同氏の幅広い視野と経営及び管理部門全般に関する知見は、当社の経営にとって不可欠であると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。</p>				
3	もりおか ゆうへい 森岡 祐平	1989年 5月20日	2015年4月 ビルコム株式会社 入社 2016年4月 株式会社ライスカレー製作所（現 当社）入社 2017年4月 当社ソーシャルメディアマーケティング事業部長 就任 2020年9月 当社 取締役 データテクノロジー事業部長 就任 2021年7月 当社 取締役 事業本部長 就任（現任）	90,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>森岡祐平氏は、創業メンバーとして、当社経営及び事業全体に当社に高いロイヤリティをもって事業を立ち上げ、現在にいたるまで、当社の事業成長に寄与し続けております。同氏の当社全ての事業に対する知見と社内外の幅広いネットワークは当社の経営にとって不可欠であると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	むらやま 村山 利栄	1960年 5月1日	1988年11月 CSファーストボストン証券会社（現クレディ・スイス証券株式会社）入社 1993年3月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 2001年11月 同社 マネージングディレクター 就任 2016年6月 株式会社レノバ 取締役 就任 2016年10月 合同会社村山 設立 代表社員 就任（現任） 2017年4月 株式会社Comtech 代表取締役会長 就任 2017年6月 株式会社カチタス 取締役 就任 2019年6月 株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）取締役 就任 2020年6月 前田建設工業株式会社 取締役 就任（現任） 2021年7月 当社 取締役 就任（現任） 2021年8月 theAstate株式会社 代表取締役 就任 2021年10月 インフロニア・ホールディングス株式会社 取締役 就任（現任） 2024年2月 学校法人山野学苑 監事 就任（現任）	18,940株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 村山利栄氏は、長年にわたる投資銀行勤務による豊富な経験に基づく知識、複数の上場会社における社外役員を歴任した経験に基づく幅広い見識を有しています。2021年7月に当社社外取締役に就任以来、その卓越した知見を、当社取締役会において積極的に意見・提言等を行うことを通して、当社経営に反映していただいております。引き続き、当社の経営体制強化に貢献・寄与する提言及び助言をいただけると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。				
5	たかはし 高橋 祥子	1988年 2月9日	2013年6月 株式会社ジーンクエスト設立、代表取締役 就任 2018年4月 株式会社ユーグレナ 執行役員 就任 2023年4月 株式会社ジーンクエスト 取締役 就任（現任） 2023年6月 株式会社ユーグレナ 専門役員 就任 2023年6月 当社 取締役 就任（現任） 2024年1月 株式会社ユーグレナ 戦略アドバイザー 就任（現任）	-株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 高橋祥子氏は、大学院在学中に遺伝子解析の研究を推進し、正しい活用を広めることを目指して株式会社ジーンクエストを起業し、病気や形質に関係する遺伝子をチェックできるベンチャービジネスを展開し、その後当該会社を株式会社ユーグレナに売却しております。会社経営のみならず、会社売却及び売却先企業での経営経験を有するとともに、学術的にも幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 大久保遼氏は、当社の子会社である株式会社Riliの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に、業務委託・資金の貸付等に関する取引関係があります。それ以外の各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 村山利栄氏、高橋祥子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村山利栄氏の戸籍上の氏名は志賀利恵、高橋祥子氏の戸籍上の氏名は神本祥子であります。
4. 村山利栄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、2年11カ月となります。
5. 村山利栄氏の「所有する当社の株式の数」は、同氏が代表社員を務める合同会社村山が所有する株式の数を記載しております。
6. 村山利栄氏は当社新株予約権500個を有し、また同氏が代表社員を務める合同会社村山が当社株式を18,940株所有しておりますが、これらの他に当社と村山利栄氏の間には人的関係、資本的関係並びにその他の利害関係はありません。
7. 高橋祥子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、1年となります。
8. 当社と高橋祥子氏の間には人的関係、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はあり

ません。

9. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第26条（取締役の責任免除）を定めております。当社は、村山利栄氏、高橋祥子氏と当該契約を締結しており、両氏が選任された場合は、当社と両氏との間で当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
10. 当社は、取締役候補者村山利栄氏及び高橋祥子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
11. 当社は、2024年1月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。
12. 当社は、2024年6月19日を起算日として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、保険料は当社が負担しております。なお、全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限等が緩和され、景気の緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、世界経済については、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、引き続き経済動向の先行きは不透明な状況が続いております。

当社は、インターネットコミュニティ領域において事業を展開しています。インターネットコミュニティ領域とはSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）をはじめとしたインターネットのアプリケーションを通じて共通の関心分野、価値観や目的を持った利用者が集まって持続的に相互作用する場を指します。

当社が事業を展開するインターネットコミュニティ領域においては、個人の滞在時間が大幅な増加傾向にあります。総務省情報通信政策研究所の「令和4年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」によると、いわゆるZ世代やミレニアル世代と呼ばれる、10代や20代においては、2020年の新型コロナウイルス感染拡大以降の個人の可処分時間増のうち、「動画投稿・共有サービスを見る」や「ソーシャルメディアを見る・書く」といったインターネットコミュニティ領域に、最も多くの時間が配分されたと調査されました。

また、それに伴い、財・サービスの提供者である企業は、この変化に適応するため、広告資源のインターネット領域への配分を拡大させています。さらに、従来は消費者であった個人が、供給者側に回る例（CtoC）も、個人の利用が可能なECプラットフォーム等の発展により拡大しています。

当社は、上記の大きなトレンドを踏まえ、消費者が今後より一層インターネットコミュニティ領域の中での消費行動を拡大していくと考え、コミュニティデータを起点として経済の場を生み出すコミュニティデータプラットフォーム事業を展開しております。

このような状況の中で、当社の当事業年度の経営成績は、売上高2,005,480千円（前期比36.0%増）、売上総利益1,120,187千円（前期比30.5%増）、営業利益137,899千円（前期比-）、経常利益143,608千円（前期比-）、当期純利益177,121千円（前期比-）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次の通りであります。

① エンタープライズ領域

エンタープライズ領域では、顧客が主にオンライン上で運用するコミュニティに関連し、運用、マーケティング、広告キャンペーン企画等の戦略立案及び実行を総合的に支援しています。当事業年度では、Instagram等のSNSを活用した施策に関して、引き続き企業の関心が高まったことから、当社のコミュニティ運用支援サービスに対しても高水準の引き合いが見られました。以上の結果、当セグメントにおきましては、売上高1,544,100千円、売上総利益749,706千円となりました。

② コンシューマ領域

コンシューマ領域では、当社が主にオンライン上で運用するコミュニティの参加者に対して、価値のある多様な財・サービスを供給しています。当事業年度では、SNS上にて、当社が運用するコミュニティである『MiiLabo』の参加者の声から生まれたオーラルケアブランド『MiiS』の商品販売、その他当社が運用するコミュニティへの広告案件等の引き合いも多く好調に推移しました。以上の結果、当セグメントにおきましては、売上高461,379千円、売上総利益370,481千円となりました。

(2) 当事業年度の財政状態の概況

(資産)

当事業年度末における流動資産は1,038,415千円となりました。主な内訳は、現金及び預金615,824千円、売掛金233,642千円、商品147,913千円であります。

固定資産は752,191千円となりました。主な内訳は、のれん138,782千円、関係会社株式423,184千円であります。この結果、総資産は1,790,607千円となりました。

(負債)

当事業年度末における負債は947,955千円となりました。主な内訳は、買掛金111,290千円、短期借入金75,000千円、未払金66,335千円、長期借入金533,332千円であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は842,652千円となりました。主な内訳は、資本金100,000千円、資本剰余金662,956千円、利益剰余金78,840千円であります。

この結果、自己資本比率は47.0%となりました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より短期借入金として75,000千円、長期借入金として410,000千円の調達を行いました。

また、運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行2行と総額200,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、当事業年度末において当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 設備投資の状況

当事業年度において重要な当該事項は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

当社の優先的に対処すべき主な課題は以下の通りであります。

① エンタープライズ領域におけるマーケティング・DXに関する新規ソリューションの拡充及び人材採用

当社は、エンタープライズ領域においてソーシャルメディアマーケティングを中心にSNSアカウント運用代行やインフルエンサーキャスティング、□コミの生成、広告運用、イベント企画といった各種ソリューションの開発・提供に注力し、当社が自らコミュニティを運営する中で獲得したノウハウを活かした、当社でしか提供できない価値を顧客へ提供し、当社の競争力を高めることに注力してまいりました。

こうした自社サービスの販売は利益率の高い商品であるため、事業上及び財務上の改善につながっております。ただし、ソーシャルメディアマーケティング市場の特色としては、その技術進歩が非常に早く、新たなマーケティング手法やサービス形態が日々開発されていることが挙げられます。そのため当社では、顧客のマーケティングパートナーとして、顧客とより密接に交流し、マーケティング施策の上流過程から関わるとともに、いち早く顧客の需要を拾い、それを満たす新たなソリューションの発掘・拡充を図ってまいります。さらに、幅広いソリューションを顧客に提案していくことで、さまざまな顧客の需要にこたえる営業人材及び広告やSNSアカウントの運用を行う人材を確保していくことが肝要であり、人材採用の強化を行ってまいります。

② コンシューマ領域における自社ブランド・サービスに関する商品・サービスラインナップの強化

当社は、コンシューマ領域において『MiiS』をはじめとしたコミュニティ発のブランド並びに商品・サービスの開発に注力してまいりました。商品販売などの経済活動の開始前に熱量の高いコミュニティを構築することにより、広告宣伝への依存度が低く、LTV※の高いマーケットをコミュニティ内に創り出しておりますが、コミュニティ内の経済活動をより活性化するには、EC領域にとどまらないコミュニティにフィットした商品・サービスラインナップの一層の拡充が重要と考えております。また、『MiiS』に関して、当社は、『MiiS』のブランディング力を活用した、デンタルクリニックのプロデュースをはじめとしたオフラインを含めた収益化を行い、コミュニティデータを起点としたブランド・サービスの可能性を拡大します。

※LTV：Life Time Value（ライフタイムバリュー）の略で、ある顧客が自社と取引を開始してから終了するまでの期間にどれだけの利益をもたらしてくれるかを表す指標。

③ データクラウドを構成する各種ツールの開発強化

当社では、当社の提供するデータクラウドである『CCXcloud』を通じて、コミュニティデータの蓄積及び分析ツールの提供や、コミュニティへの集客を実現する広告DXツールの提供を行ってきました。これにより、ソーシャルメディアから得られるデータや知見を用いた事業拡大を実現しております。こうしたコミュニティデータを起点とした事業展開を支える、さらなるツールの開発を継続的に行ってまいります。

④ M&Aによる既存・周辺事業領域の非連続的な成長

当社は、既存事業領域及びシナジー確度の高い周辺事業領域を中心にM&Aを進めることで、コミュニティデータプラットフォーマーとしての収益基盤を強固にしております。特に売上総利益及び営業利益を重視したM&Aを実施してまいります。

⑤ 組織体制の整備

当社は、さらなる成長を図るために、成長フェーズによる組織体制の確立と優秀な人材の確保、また確保した人材の早期育成の仕組みが不可欠だと考えております。採用活動の強化を図るとともに、社内研修制度、ノウハウの共有の仕組みの確立を行ってまいります。

⑥ 法規制等の変動に対応する社内体制

当社の事業は、広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、それら規制の改正、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要な場合は、当該規制等の社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これらの対応を継続的に行ってまいります。

⑦ ステークホルダーの期待に応えるコーポレート・ガバナンスの実現

事業の継続的な発展を実現させるためには各方面のステークホルダーの期待に応えられるよう、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であると認識しております。そのために、常にミッション及びビジョンを念頭に置きながら経営状況を捉え、ステークホルダーとの対話の機会を通じて、当社のガバナンス上の課題の有無を十分に把握した上で、適切に対応してまいります。

⑧ 当社のサービス・ブランドの認知度向上

当社が今後も成長を続けていくためには、当社のサービス・ブランドの認知度向

上が必要不可欠と考えています。今後も広告宣伝費の費用対効果に注意を払いながらプロモーション活動を強化してまいります。

⑨ 財務上の課題

当社は、主として運転資金の充実化を目的とした金融機関からの借入及び上場に伴う資金調達により十分な手許現預金を確保できる見込みであり、また、自己資金及び営業キャッシュ・フローによって安定的な財務基盤の確保もできていることから、当事業年度において優先的に対処すべき財務上の課題はないと考えております。ただし、今後の成長戦略の展開に伴い、内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務体質を強化するとともに、株式市場からの必要な資金の確保や、金融機関からの融資等により多様な資金調達を図ってまいります。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当事業年度において重要な当該事項は行っておりません。

(7) 他の会社の事業の譲受

当事業年度において重要な当該事項は行っておりません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得

該当事項はありません。

(10) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 5 期 2021年3月期	第 6 期 2022年3月期	第 7 期 2023年3月期	第 8 期 2024年3月期 (当事業年度)
売 上 高	374,248千円	990,956千円	1,474,309千円	2,005,480千円
営 業 利 益 (△損失)	△112,067千円	△90,659千円	△126,306千円	137,899千円
経 常 利 益 (△損失)	△111,829千円	△84,312千円	△125,633千円	143,608千円
当 期 純 利 益 (△損失)	△303,072千円	△88,620千円	△98,280千円	177,121千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (△損失)	△134円37銭	△38円08銭	△36円49銭	64円66銭
総 資 産	169,228千円	583,018千円	1,156,819千円	1,790,607千円
純 資 産	△80,655千円	296,540千円	665,530千円	842,652千円
1 株 当 た り 純 資 産	△35円76銭	117円70銭	242円66銭	307円33銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益(△損失)は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 当社は2024年1月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益（△損失）及び1株当たり純資産を算定しております。

(11) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	事業内容
コミュニティデータプラットフォーム事業	自社開発をしたコミュニティデータマネジメントツール群であるデータクラウドを基盤として、企業向けにサービスを提供するエンタープライズ領域と、一般消費者向けにブランドやサービスを提供するコンシューマ領域を展開しております。

(12) 主要な営業所（2024年3月31日現在）

名称	所在地
本 社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト20階
ソウル支店	大韓民国ソウル特別市恩平区眞興路118 スカイタワー11階 1103号

(13) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76名	0名	32歳0ヶ月	3年6ヶ月

(注) 上記従業員数には、社外出向者、使用人兼務取締役、嘱託社員、退職者及び臨時雇用者は含んでおりません。

(14) 重要な親会社等の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社RiLi	50,500千円	100%	コミュニティデータプラットフォーム事業

(15) 主要な借入先（2024年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円
株式会社りそな銀行	184,478千円
株式会社商工組合中央金庫	137,250千円
株式会社みずほ銀行	36,592千円
西武信用金庫	32,477千円
株式会社日本政策金融公庫	17,535千円

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2024年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	10,000,000株
② 発行済株式の総数	2,739,090株
③ 株主数	34名
④ 大株主	

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
大久保 遼	1,277,730	46.6
GMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社	144,720	5.2
川上 慶士	100,000	3.6
株式会社丸井グループ	94,000	3.4
みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合	90,110	3.2
森岡 祐平	90,000	3.2
GMOメイクショップ株式会社	87,260	3.1
岩片 麻翔	75,240	2.7
中井 咲希	60,000	2.1
株式会社クボタヤス	60,000	2.1

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第2回新株予約権
新株予約権の数	9,000個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	—
当社監査役	—
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 90,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり264円
新株予約権の行使期間	2017年8月1日～2027年8月1日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2

(注) 1. 2024年1月16日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）3に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(3) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて、金銭による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合

② 権利者が当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と協業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を毀損した場合

④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合

- ⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- ⑩ 権利者が下記身分を喪失した場合
 当社又は子会社の取締役又は監査役又は使用人
- ⑪ 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 (ア) 自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 (イ) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を時価で取得することができる。
- ① 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合
- ② 本新株予約権が、権利行使期間の末日まで行使されなかった場合

名称	第5回新株予約権
新株予約権の数	500個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	—
当社社外取締役（社外役員に限る）	1名
当社監査役	—
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 5,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,109円
新株予約権の行使期間	2024年2月5日～2032年2月1日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2

(注) 1. 2024年1月16日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

(1) 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役、当社の従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転職、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

(4) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない。1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて、金銭による調整は行わない。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。

(1) 新株予約権者が(注)2に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使する前に禁固以上の刑に処せられた場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- (4) 新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

名称	第6回新株予約権
新株予約権の数	900個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	－
当社社外取締役（社外役員に限る）	－
当社監査役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 9,000株
新株予約権の発行価額	1個あたり150円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株あたり1,109円
新株予約権の行使期間	2023年8月4日～2032年2月3日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2

(注) 1. 2024年1月16日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権者について、(注)3に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権者は、当社の株式につき金融商品取引所への上場がなされ、又は買収（当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が完全子会社となる株式交換若しくは共同株式移転その他経営支配権の移転を伴う会社分割、株式交付、事業譲渡又は株式譲渡等をいう。）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記⑤に定められる期間において、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

① 判定価格（下記⑤に定義する。以下同じ）（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

② 判定価格（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が判定価格（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

⑤ 上記①から④における「判定価格」は、以下の通り定義する。

- (i) 割当日から1年間：行使価額
- (ii) 割当日の1年後から6ヵ月間：行使価額に200%を乗じた価格
- (4) その他の行使条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。

(1) 当社は、本新株予約権者が（注）2に規定する条件により新株予約権を行使することができなくなった場合、又は本新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、取締役会の決議（非取締役会設置会社の場合は取締役の過半数の決定）により別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権が失効した場合、当社は本新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

(3) 以下の各号に定める事由が生じた場合、当社は、本新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

- ① 本新株予約権者に刑事罰が科せられた場合
- ② 本新株予約権者が当社又は関連会社と競合する業務を営むなど、競合行為をした場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
- ④ 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 本新株予約権者につき解散又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続開始の申立があった場合
- ⑦ 本新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

名称	第7回新株予約権
新株予約権の数	4,000個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	—
当社監査役	—
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 40,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり2,128円
新株予約権の行使期間	2025年4月1日～2033年3月30日
新株予約権の主な行使条件	（注）2

（注）1. 2024年1月16日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

(1) 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役、当社の従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転職、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

(4) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又

は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて、金銭による調整は行わない。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。

(1) 新株予約権者が(注)2に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に禁固以上の刑に処せられた場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	大久保 遼	株式会社RiLi 代表取締役
取 締 役	大 南 洋 右	コーポレート本部長、経営企画部長、 株式会社RiLi 取締役
取 締 役	森 岡 祐 平	事業本部長
取 締 役	村 山 利 栄	合同会社村山 代表社員、 前田建設工業株式会社 取締役、 インフロンア・ホールディングス株式会社 取締役、 学校法人山野学苑監事
取 締 役	高 橋 祥 子	株式会社ジーンクエスト 取締役、 株式会社ユーグレナ 戦略アドバイザー
常 勤 監 査 役	亀 澤 俊 司	株式会社RiLi 監査役
監 査 役	松 隈 剛	公認会計士 リディッシュ株式会社 代表取締役
監 査 役	山 田 啓 之	税理士 Axella 総合会計事務所 代表、Unipos株式会社 監査役、 株式会社カオナビ 取締役・監査等委員、Acall株式会社 監 査役

- (注) 1. 取締役村山利栄、高橋祥子は、社外取締役であります。また、村山利栄の戸籍上の氏名は志賀利恵、高橋祥子の戸籍上の氏名は神本祥子であります。
2. 監査役亀澤俊司、松隈剛、山田啓之は、社外監査役であります。
3. 監査役松隈剛は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役山田啓之は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年3月31日現在の執行役員は以下の通りであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
上 級 執 行 役 員	辻 馨	第一コミュニティプロデュース部長
上 級 執 行 役 員	山 下 涼 介	第二コミュニティプロデュース部長
上 級 執 行 役 員	甲 斐 優 理 子	メディアプロダクション部長
執 行 役 員	諸 星 伸 純	コーポレート本部 財務経理部長

(注) 辻馨の戸籍上の氏名は志水馨であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と各監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要

当社は、2024年6月19日を起算日として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員（いずれも子会社の該当者も含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約によ

り保険契約期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、代表取締役大久保遼が各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案したうえで報酬案を作成し、その案を基に取締役会にて社外取締役及び社外監査役からの意見を参考に協議し、取締役会の決議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬につきましては、2021年6月28日開催の定時株主総会の決議において、取締役の年間報酬限度額300,000千円及び監査役の年間報酬限度額50,000千円が決定されております。当該決議時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の報酬については、役員規程に基づき、2021年6月28日開催の定時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で代表取締役である大久保遼が各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案したうえで報酬案を作成し、2024年2月26日開催の臨時取締役会にて社外取締役及び社外監査役からの意見を参考に協議し、取締役会の決議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	45,000	45,000	—	—	5
(うち社外取締役)	(4,800)	(4,800)	(—)	(—)	(2)
監査役	12,000	12,000	—	—	3
(うち社外監査役)	(12,000)	(12,000)	(—)	(—)	(3)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役村山利栄が代表社員を兼職しております合同会社村山は当社株式を18,940株所有しておりますが、これらの他に合同会社村山と当社との間には人的関係、資本的关系並びにその他の利害関係はありません。また、村山利栄が取締役を兼職しております前田建設工業株式会社、インフロニア・ホールディングス株式会社及び監事を兼職しております学校法人山野学苑と当社との間には、人的関係、資本的关系並びにその他の利害関係はありません。

社外取締役高橋祥子が取締役を兼職しております株式会社ジーンクエスト及び戦略アドバイザーを兼任しております株式会社ユーグレナと当社との間には、人的関係、資本的关系並びに取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役亀澤俊司が監査役を兼職しております株式会社Riliは当社が株式の100%を保有する連結子会社であります。

社外監査役松隈剛が代表取締役を兼職しておりますリディッシュ株式会社と当社との間には、人的関係、資本的关系並びにその他の利害関係はありません。

社外監査役山田啓之が代表を兼職しておりますAxella総合会計事務所、監査役を兼職しておりますUnipos株式会社、Acall株式会社及び取締役・監査等委員を兼職しております株式会社カオナビと当社との間には、人的関係、資本的关系並びにその他の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	主な活動状況
取締役	村山利栄	19回/19回	—	金融市場や経営全般に関する豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
取締役	高橋祥子	14回/14回	—	会社経営に関する豊富な知識・経験等及び学術的知見を活かし、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
監査役	亀澤俊司	19回/19回	14回/14回	経営全般に関する豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

監査役	松隈剛	19回/19回	14回/14回	公認会計士としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山田啓之	19回/19回	14回/14回	税理士や複数の企業の社外監査役等としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 高橋祥子は2023年6月29日開催の第7回定時株主総会にて就任以降取締役会に出席していません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,360千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案内容に決定することとしております。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

2023年12月26日に業務停止命令及び業務改善命令等を受けた事案に関し太陽有限責任監査法人は、組織上の問題と受け止め、社内組織の改革等に取り組むとともに、現在の監査チームが、当社の過去の監査調書についても全て査閲を行った結果、問題ないとの報告を受けております。

「当監査法人の行政処分に関する説明会」での太陽有限責任監査法人の説明を受け、当社及び当社監査役会は、太陽有限責任監査法人が策定した業務改善計画の内容は会計監査人としての専門性、独立性、監査品質の面で十分な水準にあり、当社の会計監査を適切に実行する体制が具備されていると評価しております。

また、品質管理システムについても、当社及び当社監査役会は、日本監査役協会による会計監査人評価における実務指針との整合性において問題ないレベルであると評価いたしました。

こうした経緯に加え、これまでの三様監査における当該監査法人の当社に対する指摘内容、質問に対する回答姿勢、監査業務における執行内容及び当社経営者・財務経理部門への指摘内容を総合的に勘案し会計監査人として問題ないと判断いたしました。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムの運用を行っております。その内容は以下の通りです。

A) 内部統制システムの整備状況

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役は、当社が共有すべきルールや考え方を表した当社の「経営理念」「経営方針」を通じて、企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「行動規範」「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
- (b) コーポレート本部及び事業本部は、当社の「経営理念」「経営方針」及び「行動規範」「コンプライアンス規程」の周知徹底のための活動を行い、内部監査体制を整備して、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- (c) 取締役は、法令違反及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会又は各監査役に報告するとともに、遅滞なく経営戦略会議及び取締役会において報告する。
- (d) コーポレート本部は、通報者保護に十分に留意した内部通報制度を整備し、取締役及び使用人が法令違反又は当社の「経営理念」「経営方針」もしくは「行動規範」「コンプライアンス規程」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。報告された事象については、適切な調査を行い、分析に基づいて改善に向けた取り組みを行うとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。
- (e) 代表取締役が委員長としてコンプライアンスの推進を図るリスク・コンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコーポレート本部は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (f) 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (a) 情報セキュリティについては、「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。

- (b) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (c) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営戦略会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (d) 個人情報、法令及び「個人情報管理規程」に基づき厳重に管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理は、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施する。
- (b) 営業部門は、その担当の営業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。また、営業面から来る、経営上の脅威となる事項を正確に掌握し、排除に努める責任を担う。
- (c) その他各部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して営業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援する。
- (d) 営業部門及びその他各部門は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
- (e) コーポレート本部は内部監査体制を整備し、営業部門及びその他各部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
- (f) リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理及びコンプライアンス管理に関する重要な事項を審議するとともに、リスク管理及びコンプライアンス管理の実施について監督する。
- (g) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営戦略会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- (h) 営業部門及びその他各部門は、営業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及びコーポレート本部にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役及び監査役に報告する。
- (i) リスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、コーポレート本部が内部監査体制を整備して監査を行う。
- (j) 反社会的勢力の関与等により、会社財産に係る金銭的損失の他、社会的立場や企業イメージに係る損失を被る可能性について、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」の適切な運用をもって回避する。

- d. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
- (a) 取締役会及び経営戦略会議は、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
 - (b) 予算進捗会議は、事業運営の執行状況、特に予算の進捗状況について確認する。
 - (c) 取締役会、経営戦略会議及び予算進捗会議は原則としてそれぞれ月1回、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - (d) 取締役会及び経営戦略会議は、中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - (e) 取締役は、取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、経営戦略会議及び予算進捗会議で確認し、取締役会に報告する。
- e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 取締役会は、グループ子会社等の業務規模や事業特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客の保護及び各種リスクの管理等の観点から適切な措置を取る。
 - (b) 当社は、グループ子会社の取締役として、当社役職員1名以上を派遣し、常に経営状況を把握する。
 - (c) グループ子会社では、当社役職員のみが取締役となっている場合を除き、取締役会及び監査役を設置する。
 - (d) 当社は、子会社役職員と協力の上、法令等の範囲内で必要に応じて子会社内部監査（グループ監査）を実施し、監査結果に関しては、当社の取締役会に適切に報告する。
 - (e) 当社とグループ子会社及びグループ子会社間における取引は、社会規範に照らして適切な取引でなければならない。
 - (f) 当社グループにおける不正を防止するため、内部通報制度を導入し、当社グループの役職員からの通報を受け付けたうえで、当社のコンプライアンス規程に則り、適切に対応するものとする。
 - (g) 取締役会は、当社並びに当社グループ役職員等に対して、職務遂行に関連する指導や研修機会の充実を図り、その能力の涵養に努めるものとする。
- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - (b) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- g. 監査役を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役の職務遂行を補助すべき使用人を配置する。
 - (b) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、処罰等については、監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (c) 補助すべき使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役を補助する使用人に対する指示の実効性を確保する。
- h. 当社グループ取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 当社グループ取締役及び使用人は、監査役会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - (b) コーポレート本部による内部監査体制の責任者は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役会に対する報告を行う。
 - (c) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
 - (d) 内部通報制度による通報状況及び内容のうち重要なもの、社内不祥事、法令違反事案は監査役会へ報告しなければならない。
- i. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、経営戦略会議及び取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - (b) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
 - (c) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から四半期毎に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
 - (d) 監査役は、取締役会の審議をより有効にするために、取締役会議案について予め資料の提供と説明を求めることができる。
- j. 監査役の職務の執行に生ずる費用について、前払又は償還の手続、その他費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制を整備し、反社会的勢力による不当な要求には民事・刑事両面の法的手段を講じて対応することで、当社における反社会的勢力による被害を防止するとともに、当社の社会的責任を果たします。

l. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社グループは、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

(b) 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署をコーポレート本部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する統括責任者として、コーポレート本部長を選任し、統括責任者がコーポレート本部総務法務部長を反社会的勢力対応担当者に任命し、実務を行わせております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

イ. 新規取引先・株主・役職員について

新規取引先・株主・役職員について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、総務法務部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。また、取引先との間で締結する「基本取引契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

ロ. 既取引先等について

既存取引先等に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行っております。

ハ. 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社グループは、暴力団追放運動推進都民センターとの連携を構築しております。外部専門機関が実施する定期的な研修等を通じて有事の対応方法を習得し、また、外部専門機関に対して法律相談、通報、法的手続の依頼などを行う体制を整備しております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社グループは、「反社会的勢力等の調査実施マニュアル」を活用して、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

(f) 研修活動の実施状況

当社グループは、「反社会的勢力等対応マニュアル」を活用して、今後定期的に役員及び全従業員を対象とした研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を継続してまいります。

m. 子会社におけるコーポレート・ガバナンスの適正化に関する体制

- (a) 当社は、子会社の業務の適正化を確保するため、子会社に対する経営の指導、支援、管理、必要に応じた監察、記録を行う。
- (b) 取締役及び従業員は、子会社における法令違反その他コンプライアンス違反に関する事実を発見したとき、又はコンプライアンス違反の疑いのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。
- (c) 報告を受けた監査役は、当社の関係部署へ伝達するとともに、状況の把握及び対策の提言を行う。
- (d) 監査役は、子会社のコンプライアンス体制に問題や改善の必要があると認めるときは、当社経営会議及び当社取締役会において意見を述べるとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。
- (e) 監査役は、必要なときに子会社の監査を行い、問題があると認めるときは、取締役会に対し報告するとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。

B) リスク管理体制の整備の状況

a. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるリスクの顕在化の防止及び当社の損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。リスク・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、リスク洗い出し・評価・リスクに対する回避軽減策等の策定を行い、リスク管理体制の強化を図っております。また、代表取締役、取締役、執行役員をはじめ、全従業員が業務上のリスクを積極的に予見及び評価検知し、コーポレート本部長（リスク・コンプライアンス委員会事務局）、経営戦略会議及び代表取締役への適時の報告を行い、会社として適切かつ迅速な対応ができる体制を整えております。

b. コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、当社の業務運営に際してあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公平な企業活動を遂行するとともに、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的として、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、常時、各部の従業員、監査役及び内部監査と連携して、取締役を含む全従業員がコンプライアンスを遵守しているか調査しております。

また、コンプライアンス体制や内部管理体制の整備状況及び運用状況を確認し、潜在的な法令違反リスク等の洗い出し及びその対応方法の決定を行っております。

さらに、万が一コンプライアンス違反の事例が発生した場合には、適時適切なタイミングでリスク・コンプライアンス委員会を開催し、事実関係を調査したうえで、その被害を最小限にとどめる等速やかに対応を実施し、再発防止策を講じることとしております。

C) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に従って、子会社の業務の適正化を確保しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

A) 取締役の職務の執行の監督について

当社は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役も参加し、必要に応じて意見を述べております。

B) リスク管理体制について

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回、その他必要に応じて開催しており、あらゆるリスクを想定し、リスク洗い出し・評価・リスクに対する回避軽減策等の策定を行い、リスク管理体制の強化を図っております。

C) 内部監査について

当社は、内部監査を実施しており、代表取締役より指名された内部監査の人員2名が被監査部門から独立した立場から監査を実施しております。なお、当該人員2名は事業本部の兼任及びコーポレート本部の兼任者により構成されており、当該部門に対する監査においては、自己監査を防止すべく、当該部門に所属していない人員による監査を実施しております。監査に際しては、内部監査規程並びに内部監査計画に基づき、当社グループの全部門を対象に実施しております。

D) 内部通報制度について

当社は、内部通報者保護に十分に留意した内部通報制度を整備し、内部通報窓口を社内・社外に設置しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としておりますが、当社は成長過程にあり、事業拡大に向けた積極的な事業投資や財務体質の強化等を優先しているため、これまで配当を実施しておりません。

将来的には内部留保の充実状況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて配当実施の判断を検討していきたいと考えておりますが、現時点において配当実施可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金が生じた場合につきましては、さらなる事業の拡大に向けた事業投資等の原資として有効に活用していく予定であります。当社では、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は取締役会となっております。また、中間配当についても行うことができる旨を定款に定めております。

7. 特定完全子会社に関する事項

(単位：千円)

名称	住所	当事業年度末における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額
株式会社RiLi	東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目12番8号 SSUビル4F	423,184

(注) 当事業年度末における当社貸借対照表の資産の部の合計額は1,790,607千円であります。

貸借対照表

2024年3月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1,038,415	【流動負債】	554,854
現金及び預金	615,824	買掛金	111,290
売掛金	233,642	短期借入金	75,000
商品	147,913	未払金	66,335
仕掛品	367	未払費用	52,751
貯蔵品	861	前受金	4,315
前払金	2,387	リース債務	1,269
未収入金	3,840	預り金	9,814
前払費用	13,738	未払消費税等	65,634
関係会社短期貸付金	20,000	未払法人税等	530
その他	589	賞与引当金	24,819
貸倒引当金	△749	1年内返済予定の長期借入金	143,052
【固定資産】	752,191	その他	41
有形固定資産	13,862	【固定負債】	393,101
建物附属設備	9,819	長期借入金	390,280
建物附属設備減価償却累計額	△1,727	リース債務	2,821
工具、器具及び備品	4,985	負債の部合計	947,955
工具、器具及び備品減価償却累計額	△2,736	純資産の部	
リース資産	5,800	【株主資本】	841,797
リース資産減価償却累計額	△2,320	資本金	100,000
その他	899	資本剰余金	662,956
その他減価償却累計額	△858	資本準備金	662,956
無形固定資産	183,257	利益剰余金	78,840
のれん	138,782	その他利益剰余金	78,840
ソフトウェア	43,904	繰越利益剰余金	78,840
ソフトウェア仮勘定	569	【新株予約権】	855
投資その他の資産	555,071		
関係会社株式	423,184		
関係会社長期貸付金	20,000		
長期前払費用	2,735		
繰延税金資産	64,432		
敷金	39,904		
その他	4,815	純資産の部合計	842,652
資産の部合計	1,790,607	負債及び純資産の部合計	1,790,607

損益計算書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

(単位： 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,005,480
売 上 原 価		885,292
売 上 総 利 益		1,120,187
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		982,288
営 業 利 益		137,899
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	295	
受 取 配 当 金	1	
受 取 手 数 料	5,585	
受 取 出 向 料	2,886	
そ の 他	1,380	10,149
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,523	
為 替 差 損	518	
そ の 他	399	4,440
経 常 利 益		143,608
特 別 損 失		
事 業 譲 渡 損	159	159
税 引 前 当 期 純 利 益		143,449
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	530	
法 人 税 等 調 整 額	△34,202	△33,672
当 期 純 利 益		177,121

株主資本等変動計算書

(自 2023年 4月 1日)
(至 2024年 3月 31日)

(単位： 千円)

	株 主 資 本				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
			繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	100,000	662,956	△98,280	664,675	855	665,530
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益			177,121	177,121		177,121
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	177,121	177,121	-	177,121
当 期 末 残 高	100,000	662,956	78,840	841,797	855	842,652

個別注記表

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(a) 商品の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(b) 仕掛品の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(c) 貯蔵品の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(3) 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

(b) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア 5年

(c) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

エンタープライズ領域

エンタープライズ領域の主な履行義務は、SNSの運用代行、運用コンサルティングであり、当該履行義務は顧客との契約条件の達成時点において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

コンシューマ領域

・YouTube再生収益

YouTube再生収益は、当社が配信したYouTube上の動画を閲覧しているユーザーが、YouTube上に流れる広告を閲覧することにより、収益の一部を顧客から受領するため、ユーザーが広告を閲覧した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

・Web広告出稿支援SaaSツールの提供

Web広告出稿支援SaaSツールの提供における収益は、主に自社開発の広告出稿支援プロダクトの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

・物販

物販における収益は、主にECサイトにて商品販売を行うことであり、当該履行義務は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品出荷時に収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、15年間の均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
のれん	138,782

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i)算出方法

当社は、のれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が識別された場合には、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識します。そして、減損損失を認識すべきと判定されたのれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

(ii)主要な仮定

見積りの主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測であります。

(iii)翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、経営環境や市場動向の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費の実績が事業計画を大幅に下回る場合には減損損失として認識する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	64,432
繰延税金負債との相殺前の金額	65,064

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i)算出方法

当社の過去及び当事業年度の課税所得の推移を考慮すると、当社は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）における分類4に該当すると判断しております。

従って、翌事業年度の予算を基礎として見積もった一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づき、翌事業年度の一時的差異等のスケジュールリングの結果、回収可能と判断した繰延税金資産を算定しております。

(ii) 主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積もっており、事業計画に含まれる売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測が主要な仮定であります。

(iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、見積りの不確実性を伴い、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 非上場株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	423,184

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 算出方法

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式は市場価格のない株式であることから、超過収益力等を反映した実質価額が著しく低下したときは評価損を計上することとしております。

超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、関係会社の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

(ii) 主要な仮定

事業計画の見積りにおける主要な仮定は、翌事業年度以降の売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測であります。これらの主要な仮定は、当該会社の過年度の実績及び市場環境、並びに事業計画において策定されている販売促進施策を勘案して見積もっております。

(iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、翌事業年度の計算書類において評価損が計上される可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	20,274千円
長期金銭債権	20,000千円
短期金銭債務	1,271千円

(2) 担保資産及び、担保付債務

現金及び預金(定期預金)	25,000千円
短期借入金	75,000千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

地代家賃	4,836千円
業務委託費	1,429千円
広告宣伝費	400千円

②営業取引以外の取引高	
受取利息	291千円
受取出向料	2,626千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 2,739,090株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数

普通株式 461,600株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	86,681千円
賞与引当金	8,888千円
減価償却超過額	531千円
棚卸資産評価損	72千円
その他	1,150千円
繰延税金資産小計	97,324千円
評価性引当額	△32,259千円
繰延税金資産合計	65,064千円

繰延税金負債

倒産防止共済	△632千円
繰延税金負債合計	△632千円
繰延税金資産の純額	64,432千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

8-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、必要な資金を原則として自己資本により調達しております。状況に応じて銀行等の金融機関からの借入とする方針であります。資金運用については、短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品に対する取組方針

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リースに係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

8-2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
関係会社長期貸付金	20,000	19,738	△261
敷金(*2)	28,306	27,205	△1,100
資産計	48,306	46,944	△1,361
長期借入金(*3)	533,332	527,829	△5,502
リース債務(*4)	4,090	3,988	△101
負債計	537,422	531,817	△5,604

(*1) 現金及び預金、売掛金、関係会社短期貸付金、買掛金、未払金、未払費用、短期借入金、未払法人税等及び未払消費税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 敷金の貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額11,597千円であります。

(*3) 長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金も含めて表示しています。

(*4) リース債務については、1年内返済予定のリース債務も含めて表示しています。

(*5) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	423,184

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	615,824	—	—	—
売掛金	233,642	—	—	—
未収入金	3,840	—	—	—
合計	853,306	—	—	—

(注) 2. 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	143,052	362,282	27,998	—
リース債務	1,269	2,821	—	—
合計	144,321	365,103	27,998	—

8-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期貸付金	-	19,738	-	19,738
敷金	-	27,205	-	27,205
資産計	-	46,944	-	46,944
長期借入金	-	527,829	-	527,829
リース債務	-	3,988	-	3,988
負債計	-	531,817	-	531,817

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

関係会社長期貸付金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき国債利回りで割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引により発生した債権 又は債務に係る主な項目	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社RiLi	所有 直接100.0	役員の兼任	資金の貸付(注1) 本社業務等の委託(注2) 家賃の支払(注3) マーケ業務の請負(注4) 利息の受取(注1) 広告宣伝業務の委託(注5)	40,000 1,429 4,836 2,626 291 400	貸付金 未払金 未払金 未収入金 未収収益 -	40,000 220 1,051 55 219 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社RiLiに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年及び2年、一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 株式会社RiLiに対して、業務委託等を行っております。
3. 株式会社RiLiに対して、転貸されている物件への家賃支払いを行っております。
4. 株式会社RiLiの業務について、業務請負を行っております。
5. 株式会社RiLiに対して、広告宣伝業務委託を行っております。

(2) 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 個人 主要 株主	大久保 遼	(被所有) 直接42.1	当社代表 取締役	銀行借入に対する債務 被保証(注)	152,490	-	-

(注) 当社の銀行借入に対して、当社代表取締役大久保遼より債務保証を受けております。上記取引金額には借入金残高を記載しており、保証料の支払は行っておりません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
エンタープライズ領域	1,544,100
コンシューマ領域	461,379
顧客との契約から生じる収益	2,005,480
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,005,480

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 売掛金	180,074 180,074
顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 売掛金	233,642 233,642
契約負債 (期首残高)	587
契約負債 (期末残高)	—

契約負債は、主にコンシューマ領域にかかる顧客に付与したポイントに関連するものであり、顧客がポイントを利用したか、又はポイントが失効した時点で、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、587千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	307円33銭
1株当たり当期純利益	64円66銭

(注) 当社は2024年1月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

株式会社ライスカレー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横山 雄一 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライスカレーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会の監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、内部統制システムの運用及び子会社の経営管理を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、また、内部監査に同席する等し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役会に出席し、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けると共に、「当監査法人の品質管理システム」について説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月4日

株式会社ライスカレー 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 亀澤 俊司 印

監査役（社外監査役） 松隈 剛 印

監査役（社外監査役） 山田 啓之 印

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
渋谷マークシティウエスト20階



交通：JR各線「渋谷駅」中央改札から徒歩3分

東急・東京メトロ各線「渋谷駅」出口A5から徒歩1分

東京メトロ銀座線「渋谷駅」スクランブルスクエア方面改札から徒歩5分

京王井の頭線「渋谷駅」中央口改札から徒歩2分